

古賀市地域猫活動団体補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域猫活動団体に対し、地域猫の不妊去勢手術に係る費用の一部として古賀市地域猫活動団体補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫に起因する地域問題の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域の住民の合意とルールのもとで適正に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 市内で飼い主のいない猫を地域猫として適正に管理する活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 地域猫活動を行う団体をいう。
- (4) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣又は子宮を摘出する不妊手術又は獣医師が行う精巣を摘出する去勢手術をいう。

(団体登録の申請)

第3条 補助金の交付対象となる地域猫活動団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とし、事前に登録を受けなければならない。

- (1) 別世帯に属する2人以上で構成されていること。
- (2) 市内で地域猫活動を行うこと。

(3) 地域猫活動について、住民の理解を得ており、かつ、当該地域猫活動について、継続的に地域の理解を得られるような周知活動を行っていること。

2 前項の登録を受けようとする地域猫活動団体は、地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 地域猫活動団体構成員名簿（別記1）

(2) 管理する地域猫の一覧表（別記2）

(3) 管理する地域猫の写真

(4) 活動場所の地図

(5) 活動場所付近の見取図（別記3）

(6) 活動場所の土地所有者の同意書（別記4）

(7) 活動場所をその区域に含む自治会の同意書（別記5）

（団体登録）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適否を決定し、地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（団体登録事項の変更）

第5条 前条の規定により登録を受けた地域猫活動団体（以下「登録団体」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、地域猫活動団体登録事項変更届（様式第3号）に変更内容を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 地域猫活動団体の名称、代表者又は代表者の住所

(2) 活動場所

- (3) 地域猫活動団体構成員
- (4) 管理している地域猫
- (5) 活動場所の土地所有者

2 登録団体は、前項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、活動場所をその区域に含む自治会(以下「所管自治会」という。)の長へ地域猫活動団体登録事項の変更を報告しなければならない。

(団体登録の廃止)

第6条 登録団体が地域猫活動を終了しようとするときは、地域猫活動団体登録廃止届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第7条 市長は、登録団体が次のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書(様式第5号)により、登録団体に通知するものとする。

- (1) 地域猫活動団体の登録事項の内容が実態と著しく異なるものであったとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、不妊去勢手術(次条の目印をつける処置を含む。)に要した費用の額(当該費用が次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合にあつては、当該各号に定める額)とする。

- (1) 不妊手術に要する経費 1件につき10,000円
- (2) 去勢手術に要する経費 1件につき5,000円

2 補助金の交付対象となる猫は、管理する地域猫の一覧表に記載のあるものに限る。

3 第1項各号に掲げる経費については、第4条の規定による団体の登録承認通知の日以後に登録団体が支出したものを補助の対象とする。

4 補助金は、予算の範囲内においてこれを支出する。

(不妊去勢手術済の目印)

第9条 地域猫の耳には、不妊去勢手術済であることが外形的に判別できる目印をつけるものとする。

2 前項の目印の方法は、雄にあっては右耳の先端を、雌にあっては左耳の先端をV字型に切除することによるものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を申請しようとする登録団体は、地域猫活動団体補助金交付申請書(様式第6号)に次の書面を添えて、当該年度に実施した不妊去勢手術について当該年度の3月31日までに市長に申請しなければならない。

(1) 領収書

(2) 不妊去勢手術を行った地域猫の手術前及び手術後の写真

(交付決定)

第11条 市長は、前項に規定する申請があったときは、申請内容を審査し、適当であると認めるときは、地域猫活動団体補助金交付決定通知書(様式第7号)により、当該申請のあった登録団体に補助金の交付を通知するものとする。

2 前項において交付決定があった場合における古賀市補助金交付規則(昭和46年規則第2号)第13条の規定の適用については、前条の申請書の提出をもって実績報告がなされたものとみなす。

3 前項において実績報告がなされたものとみなした場合における古賀市

補助金交付規則第14条の規定の適用については、第1項の交付決定をもって額を確定したものとみなす。

(交付請求)

第12条 前条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた登録団体が補助金の交付を受けようとするときは、地域猫活動団体補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) その他交付決定が著しく不相当であると市長が認めたとき。

(活動報告)

第14条 登録団体は、活動場所において当該年度に実施した地域猫活動について、毎年3月1日から3月31日までの間に、地域猫活動報告書（様式第9号）により、市長及び所管自治会の長に報告するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。